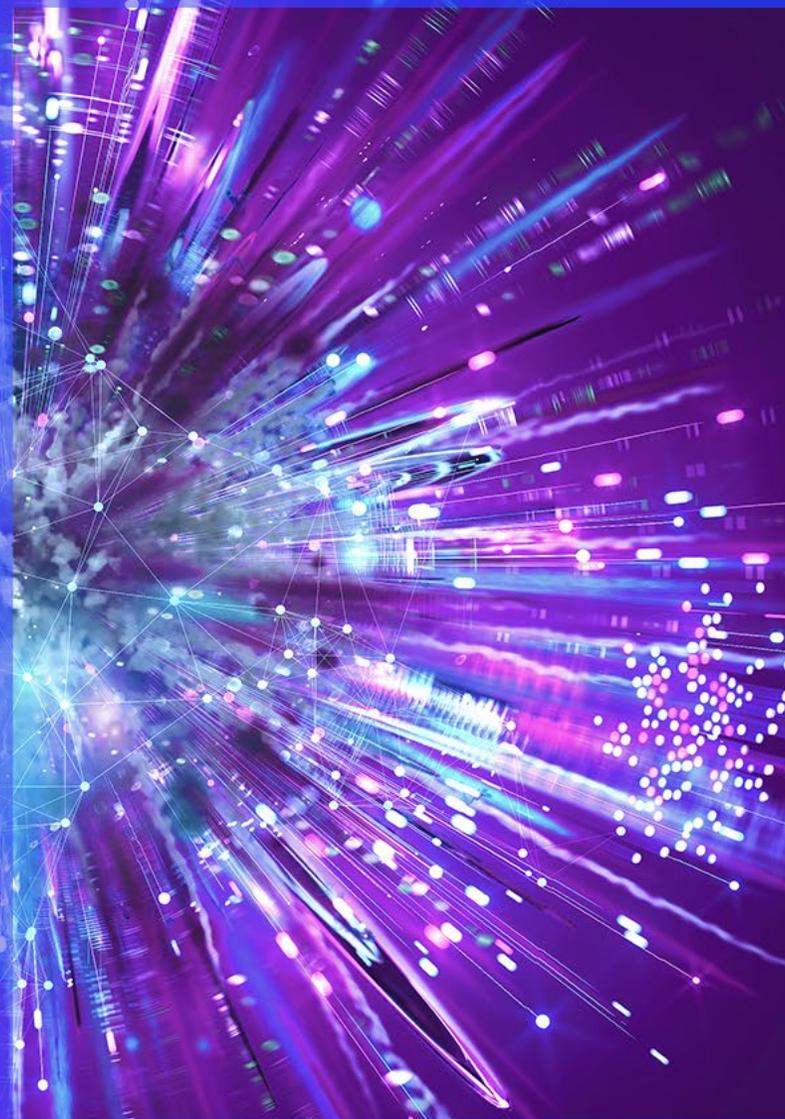




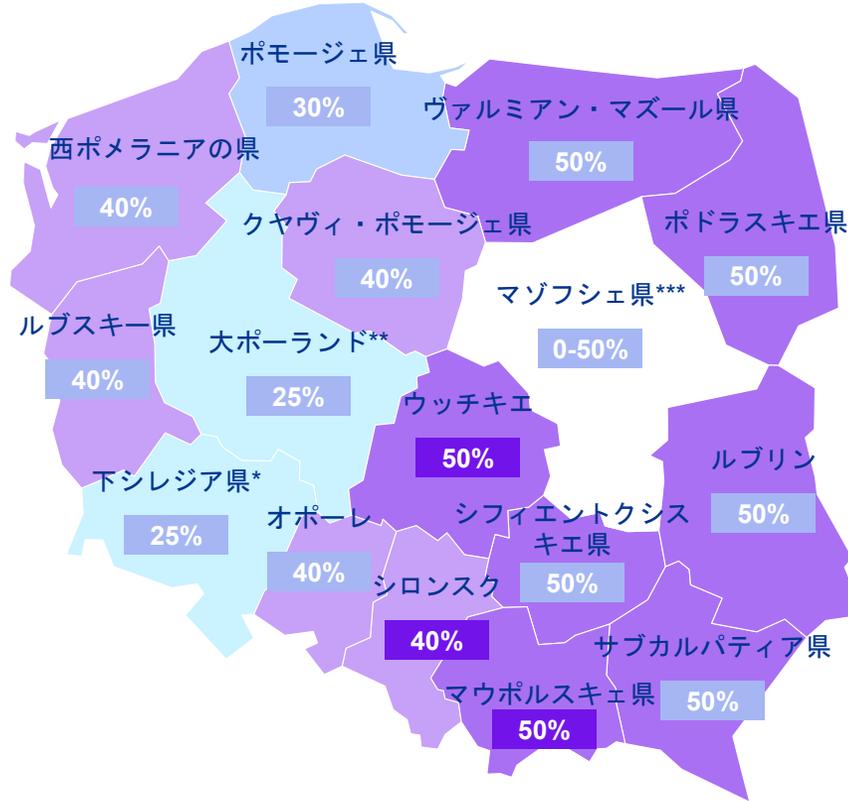
ポーランドの投資優遇措置

2025年5月



ポーランドの投資優遇措置の概要

地域毎の上限率（適格支出額に対する割合）



助成の上限率は、2022年から2027年までの地域助成マップに基づいて決定されます。

公正な移行基金の支援対象地域(北部シレジア、西マウオポリスカ、ベウチャトフ地域)では、助成の上限率が上乗せされます(+10%)。

中規模・小規模企業への支援は、それぞれ10ポイントと20ポイント上乗せがあります。



公正な移行基金

県	助成上限率
シレジア(北部シレジア)	30% + 10%
マロポルスカ(西マウオポリスカ)	40% + 10%
ウッチ (ベウチャトフ地域)	40% + 10%

*ヴロツワフを除く - 上限率は2022年から2024年の間に20%、2025年から2027年の間に15%

**ポズナンを除く - 上限率は2022年から2024年の間に20%、2025年から2027年の間に15%

ワルシャワ - 上限率は0%です。州内の他の地区の割合は、25%、35%、40%、50%

ポーランドの投資優遇措置の概要

投資フェーズ

プログラム	最低投資支出(mIn PLN)	最低雇用者数	最大助成額 (対象費用の割合)	その他の要件
1. 免税				
PIZ免税 (2018年に経済特区免税を代替)	10mil PLN - 100mil PLN	N.A.	20 – 70% (12~15年)	定性的基準 定量的基準
2. 現金給付				
雇用に対する助成金				
ビジネスサービスセンター	1	100	従業員一人あたり PLN 15K ¹ / 7.5K	中・高度なプロセス
R&Dセンター	1	10 ²	従業員一人あたり PLN 最大40K ³ / 最大30K ⁴ / 最大20K ¹ / 最大15K ⁵	高度で進歩的なプロセス
投資に対する助成金				
戦略的	160	50	<ul style="list-style-type: none"> » 零細企業／小規模企業:25%¹ / 15%⁵ » 中規模企業／成長企業:20%¹ / 10%⁵ 	
革新的	7	20	<ul style="list-style-type: none"> » 大企業:15%¹ / 5%⁵ 	
研究開発サービスセンター	1	10 ⁶	最大 25% ⁷ または 15% ⁸	

ポーランドの投資優遇措置の概要

操業段階での税制優遇

Program	Description
研究開発関連費用	研究開発 関連費用の法人税の所得ベースからの追加控除; <ul style="list-style-type: none">研究開発に従事する従業員の給与の200%研究開発活動に関連する費用（材料費、機材の減価償却費など含む）の100%
革新的な従業員に関する給与	50%以上の就労時間を研究開発活動に費やす従業員の源泉所得税を軽減
事業拡大に関する費用	所定の市場拡大に関する活動に関する費用の法人税の所得ベースからの追加控除; <ul style="list-style-type: none">市場拡大のために費やされた費用の100% (最大 PLN 100万／事業年度)
試作に関する費用	試作に関連する費用の法人税の所得ベースからの追加控除; <ul style="list-style-type: none">30% 新製品の試作および上市に関する費用の30%（キャピタルゲインを除く収入の10%が上限)



ポーランド投資特区

ポーランド投資ゾーン(PIZ)は、新規投資に対して税制上の優遇措置を受けることができるプログラムです。投資家の規模に関係なく、ポーランド全土で取得が可能です。助成は、法人所得税の免除の形で、製造および近代的なサービスへの投資に対して与えられます。税額控除は、地域投資助成の一部として付与されます。



対象者

投資特区の助成は、零細企業、中小企業、大企業など、事業体の規模に関係なく、ポーランド全土の投資家が利用できます。



助成の決定

助成は、12年以上15年以下の期間で発行される助成付与決定に基づいて、新規投資を実施する企業に付与されます。

投資の種類



非課税となる活動からの収入を決定する方法は、助成付与決定が発行された新規投資の種類に関係しています。

- 新工場設立
- 生産の多様化
- 生産プロセスの根本的な変更
- 既存の生産能力の増強



免税

免税額は、地域毎の助成上限率と適格支出額の積です。助成上限率は投資が行われる場所に応じて20%から70%の範囲です。

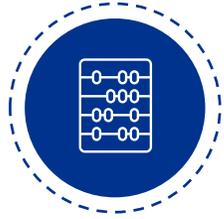


条件

助成付与決定を得るためには、次の要件を満たす必要があります。

- ✓ 定性的基準
- ✓ 定量的基準

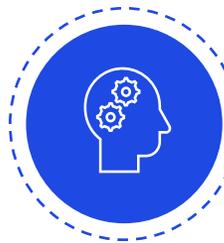
ポーランド投資特区・基準



定量的基準

定量的基準とは、最小投資コスト(投資支出または2年間の人件費)を指し、その金額は以下によって異なります。

- 新規投資を実施する地域の失業率(国内の平均失業率と比較)
- 投資家の規模(零細企業、中小企業、中小企業、大企業)
- 投資の種類(製造、近代的サービス、またはR&D)



定性的基準

定性的基準では、最大13ポイント(近代的サービスの場合は12ポイント)、助成付与決定を得るために必要な最小レベルは、投資場所に応じて4~6ポイントの範囲ですが、各基準で1ポイント以上が必要です。

- **経済的持続可能な開発基準**: 研究開発活動の実施、地域の振興、プロセスのロボット化と自動化、主要なクラスターへの所属、零細・小規模または中規模の企業への該当が含まれます。
- **社会的持続可能な開発基準**: 環境負荷の少ない事業活動を行うこと、指定地域への投資、教育・職業資格の取得支援、専門学校との連携、従業員のケア活動の実施。

ポーランド投資特区・主な側面

支出は、新規投資に直接的に関連している必要があります。

支出に関連して租税免除を受ける企業は、固定資産および無形資産が計上された日から少なくとも5年間(零細、中小の起業家は3年間)、支出により取得された所有権を維持する必要があります。

支出は、助成付与決定の有効期間中に行われる必要があります。

支出は、助成付与決定で指定された地域で行われる必要があります。

支出は、助成付与決定が発行された施設内で行われる必要があります

2年間の人件費に基づいて租税免除の受ける企業は、該当する職務ポジションを少なくとも5年間(零細、中小の起業家は3年間)維持する必要があります。

経済特区（SEZ）での助成を最大限使用するためのツールとしての減価償却率

規定に従い、経済特区(SEZ)は2026年12月末に運営を終了することになっています。これ以降、投資家は、発行された法人税免除の許可証に記載されるの期限に関係なく、付与された法人税免除の権利を失うこととなります。

納税者は助成（法人税免除）の恩恵を最大限享受するために、過年度に適用されたものを含め、減価償却率を変更することが可能です。

減価償却率の変更のタイミングについて、以下を検討することが可能です。

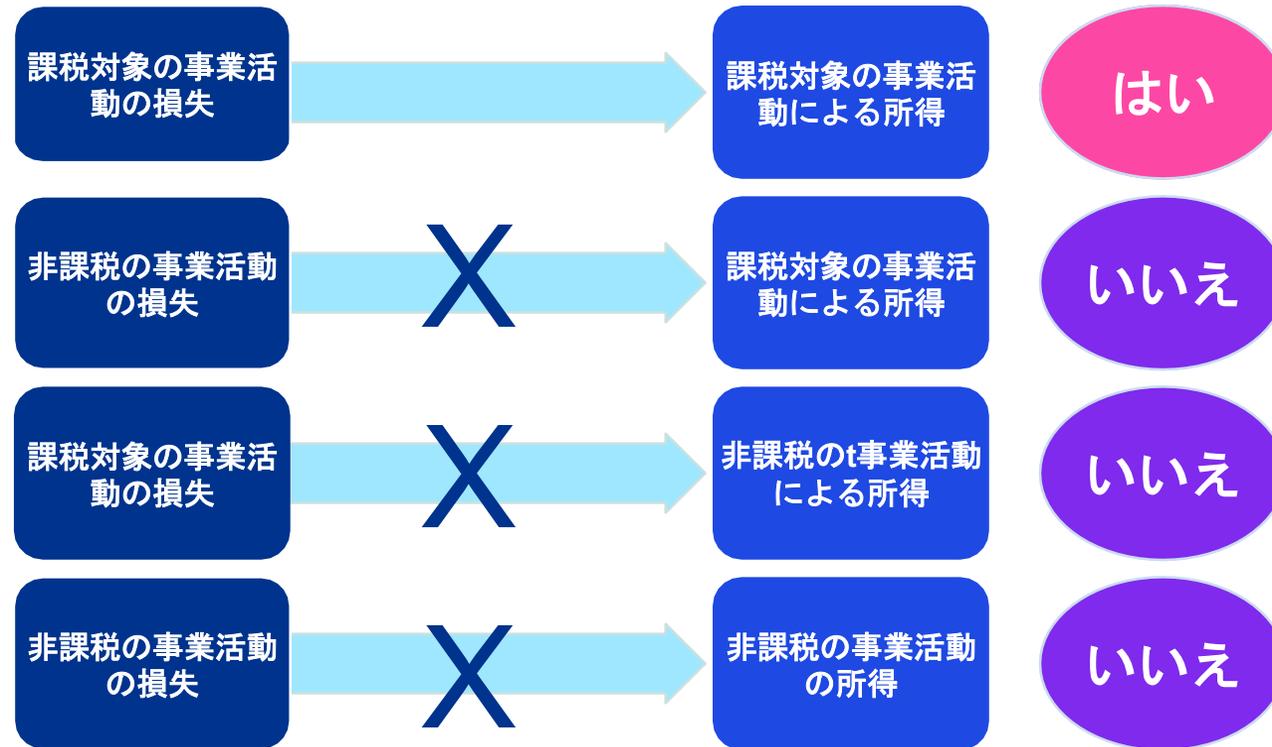
- ✓ 将来の事業年度の減価償却率を低減する
- ✓ 過年度に遡って減価償却率を低減する（これを実施する場合、税務当局からのルーリングの取得が推奨される。）

当該措置は、**2020年12月31日までに計上された固定資産に対して適用可能です。**



損失の相殺

□ 支援決定に基づいて運営されている事業体による損失の決済



ポーランド投資特区(PIZ)プログラム-課題

助成に関する決定(つまり、新規投資に対する法人所得税の免除)を取得すると、企業に法人税免除の権利が与えられるとともに、関連する法人所得税(CIT)計算の義務が課せられます。



配分キーによる配分

所得税の対象となる収入と非課税活動における収入の両方の創出に貢献している費用については、双方の活動に課する事業年度の収入に応じて配分します。



助成付与決定に定められた条件の遵守

投資家は、投資実施期間中および投資維持期間中に、助成に関する決定において指定された定量的および定性的基準を満たさなければなりません。



グローバル最低課税

グローバル最低課税制度(BEPS2.0 第2の柱)の導入され、世界の連結年間売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業には、実効税率15%以上の課税を行う枠組みが完成しつつあります。現在、ポーランドでは、第2の柱に対応する投資優遇措置のメカニズム変更について議論が進められています。

06

KPMGの支援内容

KPMGの支援内容（例）

経済特区（SEZ）の法人税免除を最大限活用するための減価償却率変更に関する支援

1. 減価償却率の変更による潜在的なメリットの特定
2. 税法の個別解釈の申請
3. 行政裁判所での税務当局との紛争対応・支援
4. 国家歳入局長への意見の要求
5. MDR法の観点からの事実分析
6. 支援決定を得るための申請書の作成・提出
7. 決定申請プロセス全体のサポート
8. 免税を他の助成金や救済と組み合わせることの原則に関する推奨事項を含む報告書の作成



KPMGの支援内容（例）

経済特区（SEZ）の法人税免除を最大限活用するための減価償却率変更に関する支援

1. 研究開発に関する助成の利用可能性の検証 –当社が実施する活動の分析
2. 研究開発に関する助成の活用原則に関する推奨事項を含む報告書の作成
3. 研究開発に関する助成を利用するための重要要件を確認するためのルーリングの作成・申請出
4. 研究開発費控除の計算、年次申告（継続）での控除、または還付申請（遡及）の準備（革新的な従業員に対する税控除の申請を含む）のサポート
5. 研究開発費控除の取り扱いに関して疑義が生じた場合や、税務当局からの問い合わせに関する支援





Thank You for Your attention!



kpmg.com/socialmedia

© 2025 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.



Krzysztof Szwaja

Partner
Tax
KPMG in Poland
T: + 48 606 896 700
E: kszwaja@kpmg.pl



Monika Jasińska

Manager
Tax
KPMG in Poland
T: + 48 692 411 436
E: monikajasinska@kpmg.pl



Arkadiusz Kalwik

Senior Tax Manager
Tax
KPMG in Poland
T: +48 500 089 024
E: akalwik@kpmg.pl



野村 雅士

Masashi Nomura
Director, Japanese Desk
E: mnomura1@kpmg.pl
M: +48 604 496 342